

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
医療法人社団〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条 本社は、医療法人社団〇〇会と称する。 第2条 本社は、事務所を千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 医療法人社団 〇〇 〇〇病院 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (2) 医療法人社団 〇〇 〇〇診療所 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (3) 医療法人社団 〇〇 介護老人保健施設〇〇園 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (4) 医療法人社団 〇〇 介護医療院 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 2 本会社が〇〇市（町村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (2) 〇〇診療所 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (3) 介護老人保健施設〇〇園 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (4) 〇〇 介護医療院 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 第4条の2 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 医療法人社団 〇〇 〇〇訪問看護ステーション 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 第3章 資産及び会計	・複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定める。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。また、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しない場合は、「（及び～医療等）」を削除する。 ・地方自治法（昭和22 年法律第67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。） ・医療法（昭和23 年法律第205 号。以下「法」という。）第42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
第5条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第6条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第7条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第8条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。 第9条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第10条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第11条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を千葉県知事に届け出なければならない。 第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 第4章 社員 第13条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・基本財産を設定していない場合には、掲げる必要はない。 ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照) ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第15条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。 第16条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。 第 5 章 社員総会 第17条 理事長は、定時社員総会を、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。 3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 第18条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。 第19条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併に係る契約の締結 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。 第20条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催する。 ・5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。 ・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
第21条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。 第22条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第23条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第25条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 第6章 役員 第26条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 (2) 監事 ○名 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。 第28条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は、本団の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	・原則として、理事は3名以上置かなければならない。 ・理事の職への再任を妨げるものではない ・この報告は、現実に行われた理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを千葉県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第29条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。 第31条 役員の報酬等は、 （例1）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例2）理事及び監事について、それぞれの総額が〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例3）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。 第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引 (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	・3分の2を上回る割合を定めることもできる。 ・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第 8 章 定款の変更 第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。 第 9 章 解散及び合併 第42条 本社は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、千葉県知事の認可を受けなければならない。 第43条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、千葉県知事にその旨を届け出なければならない。 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第44条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。 第45条 本社は、総社員の同意があるときは、千葉県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第 1 0 章 雑則 第46条 本社の公告は、 (例1) 官報に掲載する方法 (例2) ○○新聞に掲載する方法 (例3) 電子公告（ホームページ） によって行う。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

医 療 法 人 社 団 定 款 例 （経過措置型医療法人）	備 考
（例 3 の場合） 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。 第47条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附 則 第 1 条 この定款は、千葉県知事の認可の日から施行する。 第 2 条 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 第 3 条 本社团の最初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月〇日までとする。 第 4 条 本社团の設立当初の役員の任期は、第29条第 1 項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。	・ 法第44条第 4 項参照 ・ 設立の日から 1 年以内の日付を設定すること ・ 設立の日から 2 年以内の日付を設定すること